

平成20年8月8日

高松市長 大西 秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 川東 祥次

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成18年3月8日付け高福保第128号および同年4月6日付け高福保第142号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

これらの事案は、論点および処分内容が共通することから、一括して答申するものです。

1 審査会の結論

本件異議申立ての対象となっている行政文書（以下「対象行政文書」という。）は、以下のとおりである。

【高福保第128号の諮問に係るもの】

- (1) 日本テレビが本年1月16日に放送した「NNN ドキュメント ‘06 ニッポン貧困社会－生活保護は助けない－」の放送に関して同社に対して提出した抗議文の控えおよび当該文書に係る一切の起案文書
- (2) 上記(1)の放送番組のビデオテープ，CD その他の電磁的記録の全部
- (3) 上記(1)の抗議文の提出に関する記者発表資料および高松市ホームページに載せた内容の分かる資料その他の関連する資料
- (4) 上記(1)の抗議文の内容を裏付ける根拠の分かる一切の文書その他の資料
- (5) 上記(1)の抗議文の提出に関連する職員等の出張命令簿，旅費計算

書類，復命書その他の出張目的・内容の分かる一切の文書

【高福保第142号の諮問に係るもの】

- (1) 日本テレビが本年1月16日に放送した「NNN ドキュメント ‘06 ニッポン貧困社会－生活保護は助けない－」の放送に関して同社に対して提出した抗議文に対する一切の回答文書の全部
- (2) 上記(1)記載の高松市長作成名義の抗議文中の真実と異なる旨を抗議した主張の根拠の分かる一切の文書その他の資料

対象行政文書について，実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が公開，一部公開および非公開（行政文書不存在を含む。）とした処分は相当であり，本件異議申立てを棄却すべきである。

2 異議申立てに至る経過

【高福保第128号の諮問に係るもの】

- 平成18年2月11日：対象行政文書の公開請求受付
平成18年2月24日：実施機関が公開，一部公開および非公開（行政文書不存在を含む。）の決定
平成18年2月28日：請求人からの異議申立書を受付

【高福保第142号の諮問に係るもの】

- 平成18年3月9日：対象行政文書の公開請求受付
平成18年3月23日：実施機関が公開および一部公開の決定
平成18年3月27日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は，次のとおりである。

- (1) 本件処分は，高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）の解釈・適用を誤った違法な処分であり，本件処分を取り消し，全部公開をすべきである。

(2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は、条例の非公開事由に該当しない。

(3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、高松市行政手続条例8条に違反し、本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

【高福保第128号の諮問に係るもの】

(1) 請求の対象となった事務・事業の概要

平成18年1月16日に西日本放送(株)がテレビ放送した日本テレビ放送網(株)制作の番組「NNN ドキュメント ‘06 ニッポン貧困社会－生活保護は助けない－」に対し、生活保護行政の事実を歪曲する偏見に満ちた番組であり、視聴者を誤解させるに留まらず、本誌の信用・信頼を大きく失墜させたものとして、本市が日本テレビ放送網(株)取締役社長および報道局長に抗議文を送付し、その抗議文を高松市ホームページに掲載したもの。

(2) 公開しない部分について

ア 平成18年2月2日起案の抗議文の起案文書のうち、参考資料の画面、発言者、ナレーションおよび映像の発言の欄に記載されている部分について

当該部分は、番組内容の概要を説明するために市の職員が作成したものであるが、公にすることにより、放送製作者の政策上のノウハウの権利利益を害するおそれがある。

よって、条例7条2号に該当し非公開が相当である。

イ 面接記録票のうち、民生委員、住所、来訪者、申請者との続柄、紹介者、本籍、電話番号、申請内容、申請理由、保護歴等、世帯構成の状況、資産の状況等、他法、生活歴および現在の生活状況、扶養義務関係、扶養義務者の状況、職歴・婚姻歴・病歴等、留意事項、処遇方

針等，民生委員の意見，診断会議の結果の欄に記載されている部分について

この部分は特定の個人を識別することができるため，または，公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある。

よって，条例7条1号に該当し非公開が相当である。

ウ 日本テレビが平成18年1月16日に放送した「NNN ドキュメント ‘06 ニッポン貧困社会－生活保護は助けない－」の番組のビデオテープについて

放送番組のビデオテープは，市の職員が番組を録画し，再編集したものであり，公にすることにより，放送製作者の制作上のノウハウや営業上の権利利益を害するおそれがある。

よって，条例7条2号に該当し非公開が相当である。

エ 抗議文の提出に関連する職員等の出張命令簿，旅費計算書類，復命書その他の出張目的・内容の分かる一切の文書について

出張はしておらず，該当文書は不存在である。

【高福保第142号の諮問に係るもの】

(1) 請求の対象となった事務・事業の概要

前述の，本市から日本テレビ放送網（株）取締役社長および報道局長への抗議文に対して，同社から平成18年2月27日付けで回答があったもの。

(2) 公開しない部分について

ア 日本テレビから高松市長あての平成18年2月27日付けの回答文書のうち，印影および保護申請に至った経緯について

印影は，公表すべき合理的理由および必要性がなく，かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとはいえないこと，および保護申請に至った経緯については，当該情報に含まれるいくつかの記述が組み合わされることにより，特定の個人を識別するおそれがないとはいえないことから，これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがある。

よって、条例7条1号に該当し非公開が相当である。

イ 面接記録票のうち、面接年月日、民生委員、住所、来訪者、申請者との続柄、紹介者、本籍、電話番号、申請内容、申請理由、保護歴等、世帯構成の状況、資産の状況等、他法、生活歴および現在の生活状況、扶養義務関係、扶養義務者の状況、職歴・婚姻歴・病歴等、留意事項、処遇方針等、民生委員の意見、診断会議の結果の欄に記載されている部分について

この部分は特定の個人を識別することができるため、または、公にすることにより個人の利益を害するおそれがある。

よって条例7条1号に該当し非公開が相当である。

5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

本件対象行政文書は、「高松市長から日本テレビあての平成18年2月8日付け高福保第113号の抗議文の写し」、「平成18年2月8日付け市政記者室への資料提供添書」、「平成18年2月9日起案のホームページ掲載起案文書」、「放送法3条の2」、「日本民間放送連盟の放送基準6章」、「日本テレビ放送網（株）の番組基準」、「平成18年2月2日起案の抗議文の起案文書」、「面接記録票」、「日本テレビが平成18年1月16日に放送した「NNNドキュメント‘06ニッポン貧困社会－生活保護は助けない－」の番組のビデオテープ」および「日本テレビから高松市長あての平成18年2月27日付けの回答文書」である。当時の決定においては、全部公開、一部公開および非公開（行政文書不存在含む。）としたものがあり、不存在とした請求内容については、該当文書を作成していないとの説明に不合理な点は見受けられない。以下、一部公開および非公開行政文書の非公開部分について検討する。

(1) 「抗議文の起案文書のうち、参考資料の画面、発言者、ナレーションおよび映像の発言の欄に記載されている部分」について

実施機関の説明によると、対象行政文書は、「平成18年2月2日起

案の抗議文の起案文書」に添付された参考資料であり、当該文書は市職員が放送番組の要点を資料化したもので、非公開としたのは、番組の画面、発言者、ナレーションおよび映像の発言部分である。非公開とした部分は、実在する生活保護申請者を特定するおそれのある情報が広範囲に記載されており、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条1号に該当し、実施危機感が非公開とした処分は相当である。

- (2) 「面接記録票のうち、民生委員、住所、来訪者、申請者との続柄、紹介者、本籍、電話番号、申請内容、申請理由、保護歴等、世帯構成の状況、資産の状況等、他法、生活歴および現在の生活状況、扶養義務関係、扶養義務者の状況、職歴・婚姻歴・病歴等、留意事項、処遇方針等、民生委員の意見、診断会議の結果の欄に記載されている部分」および「日本テレビから高松市長あての平成18年2月27日付けの回答文書のうち、印影および保護申請に至った経緯」について

これらの情報は、個人識別情報および保護申請者に関する個人情報であり、個人の印影についても、偽造等の不正利用につながるおそれも無いとは言えないことから、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例7条1号に該当し、実施機関が非公開とした処分は相当である。

- (3) 放送番組のビデオテープについて

実施機関の説明によると、当該ビデオテープは、市職員が自宅で録画した私物であり、職務上作成および取得したものではないとのことであった。

よって、高福保第128号の諮問に係る請求内容1-(2)については、そもそも対象行政文書は不存在であることを理由に非公開とする処分が相当であった。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

別紙のとおり

年 月 日	処 理 内 容
平成18年3月8日 (高福保第128号)	諮問書受付
平成18年4月6日 (高福保第142号)	
平成20年5月23日	実施機関からの非公開理由書受付
平成20年7月 3日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成20年7月30日	答申案審査
平成20年8月8日	答申